別表様式六を次のように改める。

様式六（第四条関係）



⑴　外側の円の直径は、10㎜以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

⑵　標章中ＡからＦまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千百八十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

⑶　イ、ロ、ハ及びニの部分並びに「ＪＡＰＡＮ　ＧＥＯＧＲＡＰＨＩＣＡＬ　ＩＮＤＩＣＡＴＩＯＮ」の文字の色は黒色（食品衛生上の事情その他の事情から他の色とすることが相当であると認められる場合は、当該色。）とする。

別記様式第十号中「第二十一条」を「第二十八条」に、「第24条第１項」を「第34条第１項」に、「第24条」を「第34条」に、「第31条」を「第42条」に、「第32条」を「第43条」に、「第28条」を「第39条」に、「第29条」を「第40条」に改め、同様式を別記様式第十三号とし、別記様式第九号の次に次の三様式を加える。

別記

様式第十号（第二十一条関係）

意　　見　　書

農林水産大臣　殿

年　　月　　日

提出者

住所：（〒　　）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）：　　印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

１　意見の対象となる指定

⑴　指定前の公示の番号及び年月日

⑵　指定対象特定農林水産物等の区分

⑶　指定対象特定農林水産物等の名称

２　意見の内容

上記１の指定は、

□　指定すべきである。

（理由）

□　次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

□　法第29条第１項第１号に該当する。

（理由）

□　法第29条第１項第２号に該当する。

（理由）

□　その他

３　添付書類の目録（※）

（※）　意見の内容を裏付ける書類を添付することができます。

別記

様式第十一号（第二十五条関係）

意　　見　　書

農林水産大臣　殿

年　　月　　日

提出者

住所：（〒　　）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）：　　印

電話番号：